

日野市子ども・子育て支援会議 地域支援専門部会報告書

部会名【地域支援部会】

1 部会開催状況

回数	開催日時・会場等	主な議事内容等
第1回	平成25年3月31日（月） 18:30～20:30 市役所1階 101会議室	1. 対象事業説明 2. ニーズ調査結果について 3. 市の考え方について
第2回	平成26年5月30日（金） 18:30～20:30 市役所5階 505-2会議室	1. 量の見込みについて 2. （仮称）日野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する条例（案）について

2 主な報告事項等

事項	■地域支援事業（13事業）の「量の見込み」についての確認 ■新制度に伴う関連法令等についての確認
内容	■事務局（案）を提示し、「量の見込み」の算出方法や確保方策等について説明及び報告を行った。「量の見込み」と「確保方策」については、算出方法や算出数値をご確認・ご理解をいただいた。 ■新制度に伴う条例変更等を踏まえ、関連する基準（案）について説明した。
主な意見	■制度は充実していると思うが、制度や内容が十分浸透していない側面もあるので、利用者にわかりやすく説明・広報していくことが必要ではないか。 ■ファミリーサポート事業については、数値的なことも重要だが、提供会員と依頼会員とのマッチングも重要である。 ■誰が主人公なのかを念頭に考えて、自助・公助・共助のバランスをとっていく必要がある。 ■量の見込みが事業実績に比べて大きく異なっている事業もある。実績等を踏まえてきめ細かく分析し、より実態に即したものにしていける必要がある。 ■学童クラブの量の見込みについては、現実に即した見込み量算定になっていると思われる。しかし、高学年の利用数は未知数な面があるため、注視していくことが必要。また、全体数値についても、潜在ニーズに留意して必要に応じて事業計画の見直しを柔軟に行う必要があると考える。

【添付資料】

添付1 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」 年度別報告シート

添付2 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）の量の見込み（平成27年度～平成31年度）

添付3 （仮称）日野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する条例（案）について

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」 年度別報告シート

添付1

区市町村名	日野市
-------	-----

◆ 教育・保育の量の見込み（平成27年度～平成31年度）

	平成27年度					平成28年度					平成29年度					平成30年度					平成31年度				
	1号認定	2号認定		3号認定		1号認定	2号認定		3号認定		1号認定	2号認定		3号認定		1号認定	2号認定		3号認定		1号認定	2号認定		3号認定	
		幼児期の 学校教育 の利用希望が強い	左記以外	※0歳	※1～2歳		幼児期の 学校教育 の利用希望が強い	左記以外	※0歳	※1～2歳		幼児期の 学校教育 の利用希望が強い	左記以外	※0歳	※1～2歳		幼児期の 学校教育 の利用希望が強い	左記以外	※0歳	※1～2歳		幼児期の 学校教育 の利用希望が強い	左記以外	※0歳	※1～2歳
量の見込み(自治体全域で算出)				53.2%	47.2%				53.3%	46.8%				53.3%	46.8%				53.2%	46.8%				53.2%	46.8%
	2002	179	2250	748	1400	1993	178	2240	745	1368	1937	173	2177	739	1355	1921	172	2159	731	1347	1888	169	2122	724	1334
(合計人数)	2,181		4,398			2,171		4,353			2,110		4,271			2,093		4,237			2,057		4,180		
幼稚園需要・保育需要 (%)	24.10%		48.61%			24.25%		48.63%			24.02%		48.63%			24.02%		48.62%			23.92%		48.62%		
0歳～5歳児童人口推計の合計	9,048					8,952					8,783					8,714					8,598				

	平成21年度					平成22年度					平成23年度					平成24年度					平成25年度				
	1号認定	2号認定		3号認定		1号認定	2号認定		3号認定		1号認定	2号認定		3号認定		1号認定	2号認定		3号認定		1号認定	2号認定		3号認定	
		幼児期の 学校教育 の利用希 望が強い	左記以外	※0歳	※1～2歳		幼児期の 学校教育 の利用希 望が強い	左記以外	※0歳	※1～2歳		幼児期の 学校教育 の利用希 望が強い	左記以外	※0歳	※1～2歳		幼児期の 学校教育 の利用希 望が強い	左記以外	※0歳	※1～2歳		幼児期の 学校教育 の利用希 望が強い	左記以外	※0歳	※1～2歳
量の見込み(自治体全域で算出)				18.6%	35.8%				20.6%	38.4%				21.5%	39.5%				22.4%	41.6%				21.2%	42.8%
	2552	1782		274	1136	2515	1832		308	1195	2463	1903		329	1198	2384	2021		328	1297	2369	2061		314	1310
(合計人数)	4,334		1,410			4,347		1,503			4,366		1,527			4,405		1,625			4,430		1,624		
幼稚園需要・保育需要 (%)	46.51%		15.13%			46.94%		16.23%			47.65%		16.66%			47.52%		17.53%			48.07%		17.62%		
0歳～5歳児童人口推計の合計	9,319					9,260					9,163					9,270					9,216				

◆ 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み（平成27年度～平成31年度）

事業名	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		平成31年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度	
・時間外保育事業	1199	人	1187	人	1164	人	1155	人	1140	人	94400	人	94528	人	94687	人	94787	人	94817	人
・放課後児童健全育成事業																				
(低学年)	2079	人	2094	人	2088	人	2073	人	2064	人	1562	人	1549	人	1517	人	1496	人	1567	人
(高学年)	957	人	944	人	949	人	963	人	970	人		人		人		人		人		人
・子育て短期支援事業(ショートステイ)	212	人日/年	210	人日/年	206	人日/年	204	人日/年	201	人日/年	120	人日/年	167	人日/年	233	人日/年	199	人日/年		人日/年
・地域子育て支援拠点事業	3959	人回/月	3892	人回/月	3857	人回/月	3829	人回/月	3793	人回/月	109341	人回/年	115717	人回/年	117084	人回/年	118447	人回/年		人回/年
・一時預かり事業																				
(幼稚園における在園児を対象とした一時預かり)	39231	人日/年	39054	人日/年	37950	人日/年	37638	人日/年	36997	人日/年		人日/年		人日/年		人日/年		人日/年		人日/年
(2号認定による定期的な利用)	805	人日/年	801	人日/年	779	人日/年	772	人日/年	759	人日/年		人日/年		人日/年		人日/年		人日/年		人日/年
(上記以外)	128565	人日/年	126962	人日/年	124933	人日/年	123965	人日/年	122455	人日/年	10924	人日/年	9943	人日/年	9494	人日/年	9236	人日/年		人日/年
合 計	168601	人日/年	166817	人日/年	163662	人日/年	162375	人日/年	160211	人日/年	10924	人日/年	9943	人日/年	9494	人日/年	9236	人日/年	0	人日/年
・病児保育事業等	10177	人日/年	10069	人日/年	9879	人日/年	9802	人日/年	9671	人日/年	608	人日/年	637	人日/年	627	人日/年	812	人日/年	655	人日/年
・子育て援助活動支援事業																				
(低学年)	0	人日/年	0	人日/年	0	人日/年	0	人日/年	0	人日/年	0	人日/年	0	人日/年	0	人日/年	0	人日/年	0	人日/年
(高学年)	27	人日/年	26	人日/年	26	人日/年	27	人日/年	27	人日/年	0	人日/年	0	人日/年	0	人日/年	0	人日/年	0	人日/年

◆ 人口推計（とうけいひのベース）

年齢	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
0歳	1,405	1,399	1,387	1,373	1,360
1歳	1,470	1,450	1,444	1,432	1,417
2歳	1,521	1,472	1,452	1,446	1,434
3歳	1,494	1,527	1,477	1,457	1,451
4歳	1,606	1,492	1,525	1,475	1,455
5歳	1,552	1,612	1,498	1,531	1,481
6歳	1,536	1,553	1,614	1,500	1,533
7歳	1,632	1,543	1,559	1,621	1,506
8歳	1,541	1,646	1,556	1,573	1,635
9歳	1,491	1,546	1,652	1,561	1,579
10歳	1,633	1,497	1,552	1,658	1,567
11歳	1,624	1,644	1,506	1,562	1,669

★量の見込み数と確保方策(調査結果に基づくニーズの最大値)

放課後児童健全育成事業	推計値(ニーズ)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	低学年	ア 2,079 人	2,094 人	2,088 人	2,073 人	2,064 人
	高学年	イ 316 人	312 人	313 人	318 人	320 人
	小計	2,395 人	2,406 人	2,401 人	2,391 人	ウ 2,384 人
	確保方策(予定)	エ 27 人	94 人	70 人	70 人	70 人
	定員数(見込)	2,099 人	2,193 人	2,263 人	2,333 人	フ 2,403 人

イ 新たに高学年が対象となり調査結果から推計値(ニーズ)が算出されたが、都内には4～6年生を受け入れている自治体が無い場合、下記参考資料③、④で推計値(ニーズ)の妥当性を検証

ウ 上段の推計値(ニーズ)に対して、27年度以降5か年計画で確保方策を設定し、入所定員数を増やす。平成31年度には2,384人のニーズに対して、2,403人の定員を確保しニーズを満たす計画

※1 推計値(ニーズ)は、国の示した算出方法により、低学年については5歳児の保護者、高学年については小学生の保護者のデータで算出

※2 推計値(ニーズ)は、「放課後の時間をどのような場所で過ごさせたいか」の設問(選択肢)に対する学童クラブの利用意向率を乗じて算出

→算式：各年度の推計児童数×潜在家族類型(ひとり親、フルタイム、パートタイムなど)×学童利用意向率

※3 27年度、28年度の確保方策の数値は、多摩平地域の開発に伴う児童数増加に対応するため、増築等により確保される定員数。29年度以降は1施設を目途に確保予定の定員数

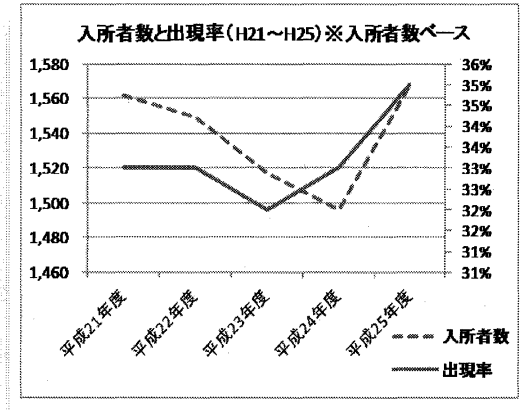
以下、上記数値の説明資料

参考資料① 推計値と実績の乖離(H21～H25年度 入所者数と出現率の実績)

年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
6-8歳児童数	4,671 人	4,700 人	4,690 人	4,539 人	4,505 人
入所者数	1,562 人	1,549 人	1,517 人	1,496 人	1,567 人
出現率	33%	33%	32%	33%	35%

※出現率＝入所者数÷6-8歳児童数(小数点以下切り捨て)

低学年については、過去5年の実績(希望者全員入所してきたこれまでのニーズ)に比して、推計値(ニーズ)は少し高めの結果。実績との乖離を踏まえ、より現実的な対応を考えるためには、子ども・子育て支援会議において、PDCAサイクルによる検証が必要



参考資料② 実績の評価(6-8歳児童数に対する整備率)

低学年	児童数	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	児童数	4,671 人	4,700 人	4,690 人	4,539 人	4,505 人
	定員数	2,052 人	2,052 人	2,052 人	2,072 人	2,072 人
整備率		ア 44%	44%	44%	46%	46%
低学年	児童数	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	児童数	4,709 人	4,742 人	4,729 人	4,694 人	4,674 人
	推計値	2,079 人	2,094 人	2,088 人	2,073 人	2,064 人
整備率		ア 44%	44%	44%	44%	44%
高学年	児童数	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
	児童数	4,748 人	4,687 人	4,710 人	4,781 人	4,815 人
	推計値	316 人	312 人	313 人	318 人	320 人
整備率		7%	7%	7%	7%	7%
小計		25%	26%	25%	25%	25%

※整備率＝定員数÷児童数(小数点以下切り捨て)

ア 国が示す算出方法で得られた推計値(ニーズ)は、将来、学童を利用したいと考える保護者の最大値であり、これを定員とした場合、低学年の推計児童人口に対する割合は44%(整備率)になる。これまで財源を投じて施設を整備し確保してきた定員数の整備率も同程度の数値となっている。

参考資料③ 高学年推計値の見極め(ひのっちアンケートから推計)

日野市(ひのっちアンケートに基づく)	H26年3月20日現在								1人/1.65㎡
	1年生	2年生	3年生	小計	4年生	5年生	6年生	小計	合計
学童クラブ入会者数	640	570	470	1,680	81	54	40	175	1,855
市内全児童数	1,565	1,527	1,431	4,523	1,537	1,574	1,591	4,702	9,225
出現率	40.9%	37.3%	32.8%	37.1%	5.3%	3.4%	2.5%	3.7%	20.1%

※別途実施したひのっちアンケートで「放課後どこで過ごさせたいか」の設問に対し、学童クラブを選択した保護者の割合を児童数に乗じた

※ひのっちアンケート概要：配布数9,135人 回収率57.9%(上記出現率については、最終集計が終了していないため代表的な5校の率とする)

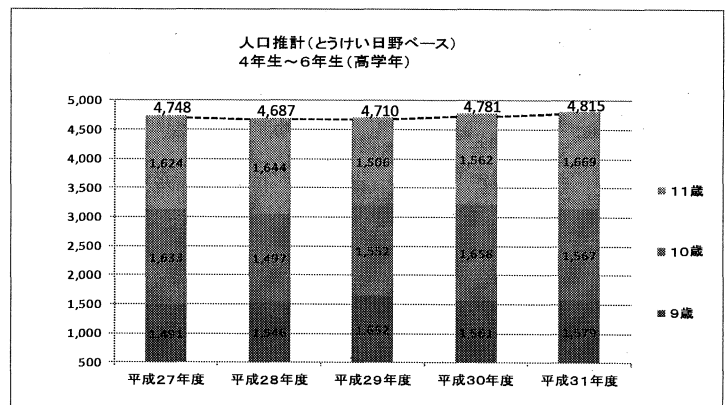
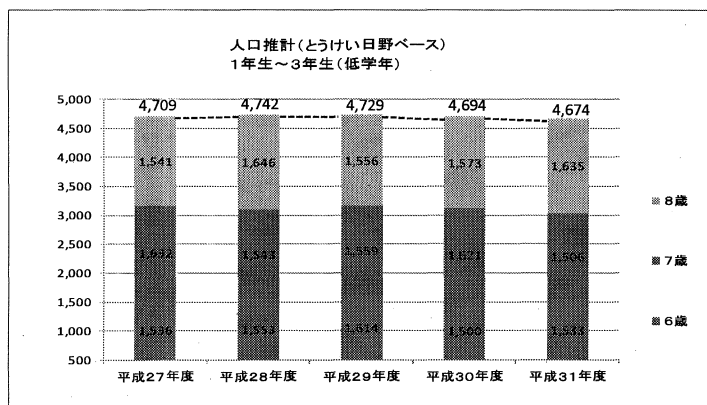
イ 全児童対象のひのっちアンケート結果、及びすでに4年生まで受け入れている西東京市の実績値と比較しても、最上段に示した推計値(ニーズ)は一定の妥当性があると推測される

参考資料④ 高学年推計値の見極め(西東京市の受入実績から推計)

日野市(西東京市の出現率に基づく)	H26年3月20日現在								1人/1.65㎡
	1年生	2年生	3年生	小計	4年生	5年生	6年生	小計	合計
学童クラブ入会者数	640	570	470	1,680	255	6	8	269	1,949
市内全児童数	1,565	1,527	1,431	4,523	1,537	1,574	1,591	4,702	9,225
出現率	40.9%	37.3%	32.8%	37.1%	16.6%	0.4%	0.5%	5.7%	21.1%

※すでに4年生までの受け入れを実施している西東京市の出現率を児童数に乗じた

参考資料⑤ (H27～H31年度の人口推計)※低学年・高学年



日野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する条例（案）の概要について

1 条例制定の必要性について

平成24年8月に質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保並びに地域における子ども・子育て支援の充実を図るため、子ども・子育て関連3法が成立し、子ども・子育て支援の新たな制度が創設されました。

新たな制度では、市町村は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、条例で基準を定めることと規定されたことに伴い制定するものです。

2 日野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する条例（案）の概要について

○条例の趣旨及び目的

日野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する条例（案）は、児童福祉法第34条の8の2第1項の規定により、日野市の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を条例で定めるものです。

この基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な水準を確保するものでなければならず、利用者が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものです。

放課後児童健全育成事業を行う者は、事前の届出が必要となり、当該基準を遵守しなければなりません。

○条例で運営に関する基準を定める放課後児童健全育成事業

放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいいます。

○「従うべき基準」と「参酌すべき基準」

厚生労働省令「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」では、国の基準を「従うべき基準」と「参酌すべき基準」に区分しています。条例はそれぞれの基準に基づき定める必要があります。

この「従うべき基準」と「参酌すべき基準」の定義及びその内容は次表のとおりです。

従うべき基準	【定義】 条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの。※「従うべき基準」を下回る内容を定めることは許容されないが、当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じ「従うべき基準」を上回る内容を定めることは許容される。
	【内容】 ※児童福祉法第34条の8の2第1項 放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数
参酌すべき基準	【定義】 地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの。
	【内容】 ※児童福祉法第34条の8の2第1項 厚生労働省令のうち「従うべき基準」以外の基準

○条例制定に係る基本的な考え方

条例の制定にあたっては、「従うべき基準」及び「参酌すべき基準」いずれも国の基準をもって日野市の基準とする予定です。

○条例案の構成及び内容

【3ページ以降をご参照ください】

○施行予定日

平成 26 年 10 月 1 日

日野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する条例（案）の構成及び内容

- ・ 厚生労働省令「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」の条ごとに、それに対応する日野市の条例の内容を説明しています。
- ・ 厚生労働省令を条例化していないものや厚生労働省令と条例の内容に差異がある場合は、その理由等を記載しています。
- ・ それ以外については、条例の内容は厚生労働省令と同じ内容になっています。内容の詳細については、参考資料として厚生労働省令の抜粋を添付していますので、ご参照ください。
- ・ 厚生労働省令により「従うべき基準」とされている基準には着色をしています。

○ 総則

厚生労働省令		日野市条例の内容	
第1条	—	第1条	＜趣旨＞
第2条	—		
第3条	—		
第4条	—		
第5条	参酌すべき基準	第2条	＜放課後児童健全育成事業の一般原則＞
第6条	参酌すべき基準	第3条	＜放課後児童健全育成事業者と非常災害対策＞
第7条	参酌すべき基準	第4条	＜放課後児童健全育成事業の職員の一般的要件＞
第8条	参酌すべき基準	第5条	＜放課後児童健全育成事業の職員の知識及び昨日の向上等＞
第9条	参酌すべき基準	第6条	＜設備の基準＞
第10条	従うべき基準	第7条	＜職員＞ ① 放課後児童支援員の配置 ② 放課後児童支援員の支援の単位ごとの員数等 ③ 放課後児童支援員の資格等 ⑤ 支援の選任
	参酌すべき基準		④ ②の支援の単位の児童数
第11条	参酌すべき基準	第8条	＜利用者を平等に取り扱う原則＞
第12条	参酌すべき基準	第9条	＜虐待等の禁止＞
第13条	参酌すべき基準	第10条	＜衛生管理等＞
第14条	参酌すべき基準	第11条	＜運営規定＞
第15条	参酌すべき基準	第12条	＜放課後児童健全育成事業者が備える帳簿＞
第16条	参酌すべき基準	第13条	＜秘密保持等＞
第17条	参酌すべき基準	第14条	＜苦情への対応＞
第18条	参酌すべき基準	第15条	＜開所時間及び日数＞
第19条	参酌すべき基準	第16条	＜保護者との連絡＞
第20条	参酌すべき基準	第17条	＜関係機関との連携＞
第21条	参酌すべき基準	第18条	＜事故発生時の対応＞

○ 附則

厚生労働省令		日野市条例の内容
第1条		＜施行期日＞
第2条		＜職員の経過措置＞

【参考資料】

○厚生労働省令第 号

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十四条の八の二第二項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を次のように定める。

平成二十六年 月 日

厚生労働大臣 田村 憲久

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（仮称）

（趣旨）

第一条 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第三十四条の八の二第二項の厚生労働省令で定める基準（以下「設備運営基準」という。）は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

- 一 法第三十四条の八の二第一項の規定により、放課後児童健全育成事業（法第六条の三第二項に規定する放課後児童健全育成事業をいう。以下同じ。）に従事する者及びその員数について市町村（特別区を含む。以下同じ。）が条例を定めるに当たって従うべき基準 第十条（第四項を除く。）の規定による基準
- 二 法第三十四条の八の二第一項の規定により、放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数以外の事項について市町村が条例を定めるに当たって参酌すべき基準 この省令に定める基準のうち、前号に定める規定による基準以外のもの
- 2 設備運営基準は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の監督に属する放課後児童健全育成事業を利用している児童（以下「利用者」という。）が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものである。
- 3 厚生労働大臣は、設備運営基準を常に向上させるように努めるものとする。

（最低基準の目的）

第二条 法第三十四条の八第一項の規定により市町村が条例で定める基準（以下「最低基準」という。）は、利用者が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものである。

（最低基準の向上）

第三条 市町村長は、その管理に属する法第八条第四項に規定する市町村児童福祉審議会を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する放課後児童健全育成事業を行う者（以下「放課後児童健全育成事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 市町村長は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

（最低基準と放課後児童健全育成事業）

第四条 放課後児童健全育成事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている放課後児童健全育成事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

（放課後児童健全育成事業者の一般原則）

第五条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、

当該放課後児童健全育成事業者が行う放課後児童健全育成事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。

4 放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童健全育成事業所」という。）の構造設備は、採光、換気等利用者の保健衛生及びこれらの者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

（放課後児童健全育成事業者と非常災害対策）

第六条 放課後児童健全育成事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月一回は、これを行わなければならない。

（放課後児童健全育成事業の職員の一般的要件）

第七条 放課後児童健全育成事業に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

（職員の知識及び技能の向上等）

第八条 放課後児童健全育成事業の職員は、常に自己研鑽に励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（設備の基準）

第九条 放課後児童健全育成事業所には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画（以下この条において「専用区画」という。）を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 専用区画の面積は、児童一人につきおおむね一・六五平方メートル以上でなければならない。

3 専用区画並びに第一項に規定する設備及び備品等（次項において「専用区画等」という。）は、専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならない。ただし、児童の支援に支障がない場合は、この限りでない。

4 専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない。

（職員）

第十条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。

2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに二人以上とする。ただし、その一人を除き、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。）をもってこれに代えることができる。

3 放課後児童支援員は、次のいずれかに該当するものであって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。

一 保育士の資格を有する者

二 社会福祉士の資格を有する者

三 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した

者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（以下この項において「高等学校卒業等」という。）であって、二年以上児童福祉事業に従事したもの

四 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者

五 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

六 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学が認められた者

七 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

八 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

九 高等学校卒業等であり、かつ、二年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの

4 第二項の支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね四十人以下とする。

5 放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

（児童を平等に取り扱う原則）

第十一条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の国籍、信条又は社会的身分によって、差別的取扱いをしてはならない。

（虐待等の禁止）

第十二条 放課後児童健全育成事業の職員は、利用者に対し、法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（衛生管理等）

第十三条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

（運営規程）

第十四条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

一 事業の目的及び運営の方針

二 職員の職種、員数及び職務の内容

三 開所している日及び時間

四 支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額

- 五 利用定員
- 六 事業の利用に当たっての留意事項
- 七 緊急時等における対応方法
- 八 非常災害対策
- 九 虐待の防止のための措置に関する事項
- 十 その他事業の運営に関する重要事項

(放課後児童健全育成事業者が備える帳簿)

第十五条 放課後児童健全育成事業者は、職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第十六条 放課後児童健全育成事業の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第十七条 放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関する利用者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関し、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

- 3 放課後児童健全育成事業者は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第八十三条に規定する運営適正化委員会が行う同法第八十五条第一項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(開所時間及び日数)

第十八条 放課後児童健全育成事業者は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間以上を原則とし、その地方における児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、放課後児童健全育成事業所ごとに開所する時間を定める。

一 小学校の授業の休業日に行う放課後児童健全育成事業 一日につき八時間

二 小学校の授業の休業日以外の日に行う放課後児童健全育成事業 一日につき三時間

- 2 放課後児童健全育成事業者は、一年につき二百五十日以上を原則とし、その地方における児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して、放課後児童健全育成事業所ごとに開所する日数を定める。

(保護者との連絡)

第十九条 放課後児童健全育成事業者は、常に利用者の保護者と密接な連絡をとり、当該利用者の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

(関係機関との連携)

第二十条 放課後児童健全育成事業者は、市町村、児童福祉施設、利用者の通学する小学校等関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たらなければならない。

(事故発生時の対応)

第二十一条 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援により事故が発生した場合は、速やかに、市町村、当該利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償

を速やかに行わなければならない。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十四年法律第六十七号）の施行の日から施行する。

(職員の経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に放課後児童健全育成事業所における業務に従事している放課後児童支援員に相当する者は、第十条の規定にかかわらず、平成三十二年三月三十一日までの間は、引き続き当該放課後児童健全育成事業所において、当該業務に従事することができる。

2 この省令の施行の日から平成三十二年三月三十一日までの間に事業を開始した放課後児童健全育成事業所については、第四条柱書き中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（平成三十二年三月三十一日までに修了することを予定している者を含む。）」とする。